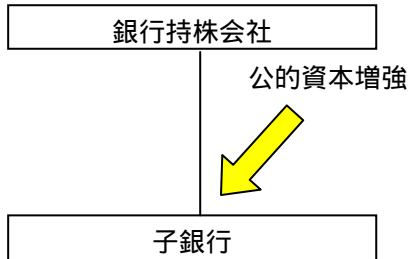


預金保険法の一部を改正する法律の概要

預金保険法第102条第1号措置について、銀行持株会社を通じた資本増強を可能とすること等、所要の制度整備を図る。

1. 銀行持株会社を通じた資本増強を可能とする措置

現行



現行法においては、金融機関(子銀行)に対する直接の資本増強のみが可能。

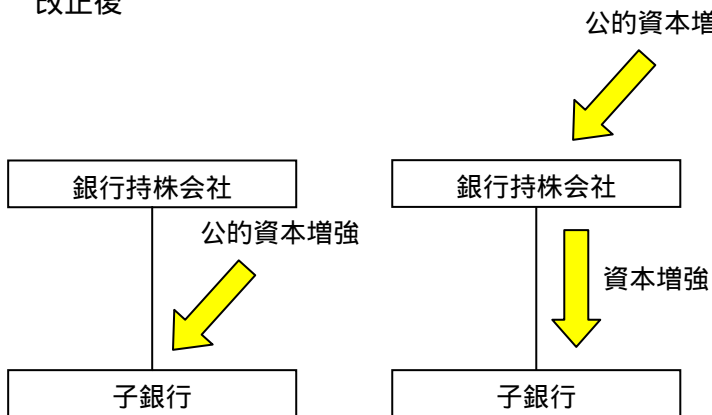
<留意点>

銀行持株会社と子銀行の資本関係を徒に希薄化(切断)させるおそれ。

の状況を改善しようとするれば、資本増強後に株式交換という煩雑な手続が必要。

政府が取得する株式が非上場株式となり、公的資金の回収方法が制約されるおそれ。

改正後



<改正内容>

子銀行に対し資本増強するに当たり、銀行持株会社を通じて行う方法を追加する。

(注) 銀行持株会社から子銀行に対する同額以上の資本増強を義務付け等

2. 商法の特例

商法上、株式の引受けについては、

公開会社が発行する株式の総数は、発行済株式総数の4倍を超えて増加することができないこととされ(同法第347条)

議決権制限株式の総数は発行済株式総数の2分の1を超えることができないこととされている(同法第222条第5項)。

これらの規定が、信用秩序を維持するために速やかな対応が求められる第102条第1号措置の制約とならないよう、特例措置を手当て。

3. その他

預金保険法第102条第1号措置の適用を受けた金融機関が組織再編成を行う場合において、経営健全化計画の承継とその履行の確保等が適切に図られるよう、規定を整備。